

(第一類 第六号)

衆議院文教委員会議録 第二号

(101)

平成七年十一月二十一日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

柳沢 伯夫君

理事 小川 元君	理事 片岡 武司君
理事 河村 建夫君	理事 石田 勝之君
理事 船田 元君	理事 山口 那津男君
理事 奥石 東君	理事 中島 章夫君
伊吹 文明君	小野 晋也君
栗原 博久君	栗本慎一郎君
斎藤斗志二君	七条 明君
古賀 正浩君	西 勉義君
西岡 武夫君	福留 泰藏君
福留 泰藏君	濱田 健一君
牧野 聖修君	小林 守君
濱田 健一君	山原健二郎君

理事 片岡 武司君	理事 片岡 武司君
理事 石田 勝之君	理事 石田 勝之君
理事 山口 那津男君	理事 山口 那津男君
理事 中島 章夫君	理事 中島 章夫君
伊吹 文明君	小野 晋也君
栗原 博久君	栗本慎一郎君
斎藤斗志二君	七条 明君
古賀 正浩君	西 勉義君
西岡 武夫君	福留 泰藏君
福留 泰藏君	濱田 健一君
牧野 聖修君	小林 守君
濱田 健一君	山原健二郎君

同月七日

義務教育諸学校の学級事務職員・栄養職員に対する請願(岡崎弘美君紹介)(第三七五号)すべての定時制・通信制高校生に対する教科書無償・夜食費の国庫補助の堅持に関する請願(片岡武司君紹介)(第五一七号)

同(小野晋也君紹介)(第六七七号)

同(河村建夫君紹介)(第六七八号)

同(山原健一郎君紹介)(第六七九号)

同(伊吹文明君紹介)(第八三八号)

同(斎藤斗志二君紹介)(第八三九号)

同(古賀正浩君紹介)(第八四〇号)

同(西岡武夫君紹介)(第八四一号)

同(福留泰藏君紹介)(第八四二号)

公立小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(松田岩夫君紹介)(第五一八号)

私立小中学校事務職員及び栄養職員の義務教育費国庫負担法適用除外反対に関する請願(古賀誠君紹介)(第五一九号)

私学助成制度の拡充強化に関する請願(桜井新君紹介)(第五二〇号)

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願(奥石東君紹介)(第五二一号)

同(古賀一成君紹介)(第五二三号)

同(山口敏夫君紹介)(第五二三号)

同(五十嵐広三君紹介)(第五二四号)

同(池田隆一君紹介)(第五二五号)

同(岩田順介君紹介)(第五二六号)

同(上原康助君紹介)(第五二七号)

同(小川元君紹介)(第五二八号)

同(大内啓伍君紹介)(第五二九号)

同(加藤卓二君紹介)(第五三〇号)

同(佐々木秀典君紹介)(第五三三号)	同(中島武敏君紹介)(第六九五号)
同(坂上富男君紹介)(第五三五号)	同(橋嶋弥之助君紹介)(第六九六号)
同(沢藤礼次郎君紹介)(第五三六号)	同(瀧田健一君紹介)(第六九七号)
同(田中昭一君紹介)(第五三七号)	同(船田元君紹介)(第六九八号)
同(竹内猛君紹介)(第五四〇号)	同(福留泰藏君紹介)(第六九九号)
同(中西綾介君紹介)(第五四一号)	同(福永信彦君紹介)(第七〇〇号)
同(永井哲男君紹介)(第五四二号)	同(船田元君紹介)(第七〇一号)
同(鶴崎弥之助君紹介)(第五四三号)	同(松永光君紹介)(第七〇二号)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第五四四号)	同(松本善明君紹介)(第七〇三号)
同(早川勝君紹介)(第五四五号)	同(吉田公一君紹介)(第七〇七号)
同(東順治君紹介)(第五四六号)	同(松本龍君紹介)(第七〇四号)
同(細川律夫君紹介)(第五四七号)	同(矢島恒夫君紹介)(第七〇五号)
同(前島秀行君紹介)(第五四八号)	同(山崎弘太郎君紹介)(第七〇六号)
同(三ツ林政太郎君紹介)(第五五〇号)	同(吉田公一君紹介)(第七〇三号)
同(山元勉君紹介)(第五五一号)	同(岩佐恵美君紹介)(第八四三号)
同(横光克彦君紹介)(第五五二号)	同(岩田順介君紹介)(第八四四号)
同(池田隆一君紹介)(第六八〇号)	同(小澤潔君紹介)(第八四五号)
同(衛藤征士郎君紹介)(第六八一号)	同(神崎武法君紹介)(第八四六号)
同(小野晋也君紹介)(第六八二号)	同(菅直人君紹介)(第八四七号)
同(大野由利子君紹介)(第六八三号)	同(外一件(奥石東君紹介)(第八四八号)
同(柏谷茂君紹介)(第六八四号)	同(高橋一郎君紹介)(第八五一号)
同(河村建夫君紹介)(第六八五号)	同(権藤恒夫君紹介)(第八四九号)
同(山元勉君紹介)(第五五三号)	同(小澤潔君紹介)(第八五二号)
同(北橋健治君紹介)(第六八六号)	同(中西綾介君紹介)(第八五三号)
同(古賀誠君紹介)(第六八七号)	同(瀧田健一君紹介)(第八五四号)
同(浜野剛君紹介)(第六八八号)	同(高木陽介君紹介)(第八五〇号)
同(佐々木陸海君紹介)(第六八九号)	同(藤村修君紹介)(第八五六号)
同(坂上富男君紹介)(第六九〇号)	同(瀧田健一君紹介)(第八五七号)
同(古賀誠君紹介)(第六九一号)	同(三原朝彦君紹介)(第八五八号)
同(鮫島宗明君紹介)(第六九二号)	同(山崎泉君紹介)(第八五九号)
同(沢藤礼次郎君紹介)(第六九三号)	同(石井経基君紹介)(第九二九号)
同(武山百合子君紹介)(第六九四号)	同(石田勝之君紹介)(第九三〇号)
同(越智通雄君紹介)(第九三一号)	同(越智通雄君紹介)(第九三二号)

十一月六日
学費値上げ・私学助成削減計画の撤回に関する請願(志位和夫君紹介)(第三三四号)

- 同(西田誠一君紹介)(第九三三号)
 同(柿澤弘治君紹介)(第九三三号)
 同(栗本慎一郎君紹介)(第九三三号)
 同(坂上富男君紹介)(第九三五号)
 同(西川太一郎君紹介)(第九三六号)
 同(弘友和夫君紹介)(第九三七号)
 同(与謝野馨君紹介)(第九三八号)
 費用の復元に関する請願(崎嶋謙君紹介)(第六四号)
 同(福留泰蔵君紹介)(第九三九号)
 教育・大学予算・私大助成の大額増額と学生・
 父母の経済的負担軽減に関する請願(穀田恵二
 君紹介)(第六七五号)
 同(伊吹文明君紹介)(第八六〇号)
 同(竹内謙君紹介)(第八六一號)
 同(前原誠司君紹介)(第八六二号)
 同(山名靖英君紹介)(第九四〇号)
 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
 (崎嶋謙君紹介)(第六七六号)
 同(青山丘君紹介)(第八六三号)
 同(藤村修君紹介)(第八六四号)
 同(石田幸四郎君紹介)(第九四一號)
 同(江崎鐵磨君紹介)(第九四二号)
 同(草川昭三君紹介)(第九四三号)
 同(西博義君紹介)(第九四四号)
 同(西岡武夫君紹介)(第九四五号)
 同(平田米男君紹介)(第九四六号)
 同(岩佐恵美君紹介)(第九四八号)
 同(越智通雄君紹介)(第九四九号)
 同(柿澤弘治君紹介)(第九五〇号)
 同(柏谷茂君紹介)(第九五一號)
 同(栗本慎一郎君紹介)(第九五二号)
 同(佐々木陸海君紹介)(第九五三号)
 同(中島武敏君紹介)(第九五四号)
 同(西川太一郎君紹介)(第九五五号)
- 同(西田司君紹介)(第九五六号)
 同(浜野剛君紹介)(第九五七号)
 同(松本善明君紹介)(第九五八号)
 同(与謝野馨君紹介)(第九五九号)
 同(吉田公一君紹介)(第九六〇号)
 学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負
 担堅持に関する請願(西岡武夫君紹介)(第八三
 七号)
 同(山原健一郎君紹介)(第九六一號)
 は本委員会に付託された。
- 十月二十七日
 いじめ問題の解決に向けた対策強化に関する陳
 情書(大阪府中央区大手前二の一の二二北浜正
 輝)(第三八号)
 学級削減反対と三十五人以下学級実現に関する
 陳情書(北海道伊達市鹿島町一〇の一伊達市議
 会内猿橋肇)(第三九号)
 学校週五日制推進と学習指導要領の早期改訂に
 関する陳情書外四件(金沢市広坂二の一の一石
 木曾勇)(第四一號)
 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情書
 (広島県尾道市久保一の一五の一尾道市議会内
 木曾勇)(第四一號)
 同(水戸市新桜町七の三八富山市議会内五本幸
 正)(第五一號)
 中学校第二体育館の施設整備促進に関する陳情
 書(富山市新桜町七の三八富山市議会内五本幸
 正)(第五一號)
 十一月二日
 新たな学習指導要領を作成し、完全学校五日制
 の早期実現に関する陳情書(鳥取県東伯郡東郷
 町大字龍島五〇〇東郷町議会内上田信一)(第
 一二号)
 学校事務職員、学校栄養職員の義務教育費国庫
 負担制度の堅持と教育予算増額に関する陳情書
 外一件(鳥取県東伯郡東郷町大字龍島五〇〇東
 郷町議会内上田信一外二名)(第二二三号)
 国民体育大会における参加資格の緩和に関する
 陳情書(広島市中区基町一〇の五二広島県議会
 内植山俊宏)(第二二四号)
 公立・私立高校の三十五人以下学級早期実現に
 関する陳情書(岩手県柳原郡大迫町大迫三の一
 六一大迫町議会内若柳惣二)(第二二五号)
 幼稚園の就園奨励賞補助金の補助率の引き上げ
 に関する陳情書(名古屋市中区三の丸二の三の
 勝一)(第四五号)

国立博物館の設置に関する陳情書(山形市松波
 四の一の五沼沢清)(第四六号)
 私学助成の充実強化に関する陳情書外二件(高
 松市番町四の一〇香川県議会内三宅暉茂外
 二名)(第四七号)
 子供の権利条約の具体的施策づくりと教育実践
 に関する陳情書(福島市上浜町一〇の三八清野
 和彦)(第四八号)
 スポーツ振興くじ法案反対に関する陳情書外二
 件(福島市上浜町一〇の三八清野和彦外二名)
 和彦)(第四八号)
 二〇〇一年ワールドカップサッカーの日本招致
 に関する陳情書(水戸市三の丸一の四の五〇成
 男女平等及び対等の教育等の実現に関する陳情
 書(福島市上浜町一〇の三八清野和彦)(第五一
 号)
 中学校第二体育館の施設整備促進に関する陳情
 書(富山市新桜町七の三八富山市議会内五本幸
 正)(第五一號)
 新たな学習指導要領を作成し、完全学校五日制
 の早期実現に関する陳情書(鳥取県東伯郡東郷
 町大字龍島五〇〇東郷町議会内上田信一)(第
 一二号)
 本件につきまして、片岡武司君から、お手元に
 配付いたしておりますとおりの接収刀剣類の処理
 に関する法律案の草案を成案とし、本委員会提出
 の法律案として決定すべしとの動議が提出され
 ております。
 提出者から趣旨の説明を求めます。片岡武司

○柳沢委員長 これより会議を開きます。
 接収刀剣類の処理に関する法律案起草の件につ
 いて議事を進めます。
 本件につきまして、片岡武司君から、お手元に
 配付いたしてありますとおりの接収刀剣類の処理
 に関する法律案の草案を成案とし、本委員会提出
 の法律案として決定すべしとの動議が提出され
 ております。
 提出者から趣旨の説明を求めます。片岡武司
 君。
 ○片岡委員 本起草案の趣旨及び内容につきまし
 て、御説明申し上げます。
 本案は、連合国占領軍に接収され、この法律施
 行の際現に東京国立博物館に保管されているいわ
 ゆる接収刀剣類の処理につき必要な事項を定めよ
 うとするものであります。
 本案については、本院の山中貞則先生が問題の
 所在に気づかれ、その処理方につき熱心に取り組
 まれたものであり、その主な内容は次のとおりで
 あります。
 第一に、文化庁長官は、接収刀剣類ごとに、そ
 の種類、形状その他文部省令で定める事項を官報
 で公示しなければならないこととすること。
 第二に、接収刀剣類を連合国占領軍に接収され
 た者は、官報公示の日から起算して一年以内に、
 文化庁長官に対し、文部省令で定めるところによ
 り、接収刀剣類であることを証する事項を記載し
 た書面及び接収の事実を明らかにした書面を提出
 して、返還の請求をすることとする」とする
 こと。

第三に、文化庁長官は、返還の請求があつたときは、返還請求者がその返還を請求することができる者であるかどうかを審査し、その請求をすることができる者であるかと認めめたときは、その旨を、連帯なく、書面により返還請求者に通知するとともに、請求に係る接收刀剣類を返還請求者に返還しなければならないこととする。

第四に、返還することができない接收刀剣類は、國に帰属することとし、その保管及び処分は、國に帰属することとし、その保管及び処分は、刀剣類に關し広くかつ高い識見を有する者の協力を求める等により、適切に行われるものとする。

第五に、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

その他所要の規定を設けることとします。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ速やかに御賛同あらんことをお願い申上げます。

○柳沢委員長 接收刀剣類の処理に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○柳沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
お詫びいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳沢委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四分散会

接收刀剣類の処理に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、連合国占領軍に接收された刀剣類(刀、剣、やり及びなぎなど)をいう。以下同じ。)でこの法律の施行の際に東京国立博物館に保管されているもの(以下「接收刀剣類」という。)の処理につき必要な事項を定めるものとする。

(接收刀剣類の公示)

第二条 文化庁長官は、接收刀剣類ごとに、その種類、形状その他の文部省令で定める事項を官報で公示しなければならない。

(返還の請求)

第三条 接收刀剣類を連合国占領軍に接收された者(その包括承継人を含む。)は、前条の公示の日から起算して一年以内に、当該接收刀剣類について、文化庁長官に対し、文部省令で定めるところにより、その種類、形状その他の当該接收刀剣類であることを証する事項を記載した書面及び接收の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

(返還等の手続)

第四条 文化庁長官は、前条の規定により接收刀剣類について返還の請求があつたときは、返還請求者がその請求をすることができる者であるかどうかを審査しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の審査の結果、返還請求者がその請求をすることができる者であると認めたときは、その旨を、連帯なく、書面により当該返還請求者に通知するとともに、当該請求に係る接收刀剣類を当該返還請求者に返還しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の審査の結果、返還請求者がその請求をすることができる者であると認められないときは、その旨を、連帯なく、書面により当該返還請求者に通知しなければならない。

(返還されない接收刀剣類の帰属等)

(返還されない接收刀剣類の帰属等)

第五条 前条第二項の規定により返還することができない接收刀剣類は、國に帰属する。

2 前条第二項の規定により返還する場合において、当該返還請求者が、当該通知を受けた日から五年以内に当該接收刀剣類を受け取らないときは、当該接收刀剣類は、國に帰属する。

3 前二項の規定により國に帰属することとなつた接收刀剣類の保管及び処分は、刀剣類に關し広くかつ高い識見を有する者の協力を求める等により、適切に行われるものとする。

附則
この法律は、公布の日から起算して一年を超えて、返還の請求をすることができる。

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由
接收刀剣類の保管の現況にかんがみ、その処理につき必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年十一月二十七日印刷

平成七年十一月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A